「交通安全県」宣言の日

最近著しく交通量がふえ、事故もまた激増しておりますので、これらの交通の安全を確保するとともに、円滑化、能率化をはかるため、七月十日「交通安全県」の宣言を行なって、県民総ぐるみの交通安全運動を実施することになりました。

七月十日「交通安全県」宣言日

イ　宣言式

この日県庁前広場では、県会議員、新潟県交通対策協議会委員、その他関係者多数の参集を得て、午前九時三十分開式、知事の宣言文の朗読、午前十時、交通事故犠牲者に対する十秒間の追悼の黙禱、児童生徒代表、交通安全協会代表、婦人連盟代表らが「交通安全県」県民の誓いを行ないました。

ロ　交通事故「ゼロ」の日

「交通安全県」宣言の七月十日を機に、県内全域に交通事故が、一件も起らないよう私たち県民一人一人一車を運転する人はもちろんのこと、一般歩行者も充分交通ルールを守って、新潟県から交通事故をなくしましょう。

県では毎月十日、宣言の日を記念して、交通に関する行事を行ないます。

交通事故を「ゼロ」にしよう

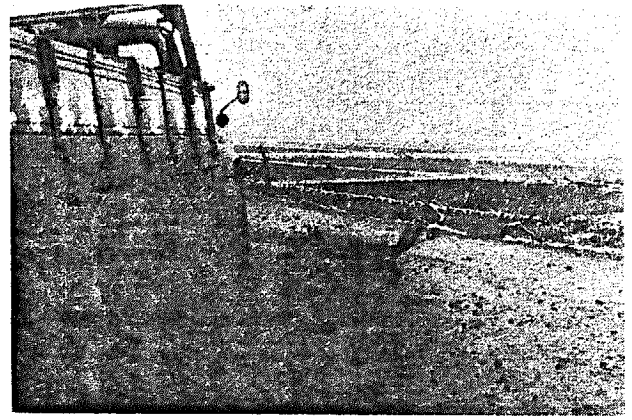

悲惨な交通事故

踏切りは必らず一旦止まりましょう

人は右　車は左の対面交通を守りましょう

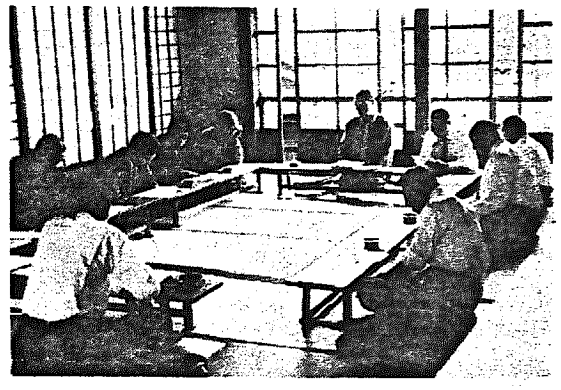

岩室村公明選挙推進協議会発会式

岩室村公明選挙推進協議会が設立

六月十四日、日本国憲法の精神に則り、国及び地方公共団体の選挙が、選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行なわれる事を確保し、民主政治の健全なる発達を期するため、岩室村公明選挙推進協議会が設立され役員を選任後、当面する参議院議員選挙の棄権防止運動等の基本方針、並びに事業計画等の審議に、活発な討議がなされ、設立総会の幕を閉じた。

選任された役員左の通り

会　長	三部公民館長	
副会長	中村青年団長	
参　与	赤川間瀬婦人会長	
〃	後藤岩室	〃
〃	本田和納	〃
〃	宮野選管委員長	
事務局長	金子総務課長	
書記長	竹内選管書記	

岩室村にも山岳会を作つて下さい

（一村民からの投書）

拝啓、山の楽も日々に着色を増すこの頃、毎日お仕事でお忙しい事と思います。私達の村にも山岳会が欲しく公民館と観光協会のお骨折りで設立していただけないものでしょうか？。そして村民の老いも若きも相互の親善を図るためにも、村民登山、ハイキングも楽しいものじゃないでしょうか。私達もチャンスがなければ行く時がありませんので、ぜひともお願いしたいものです。（――以下略）

〜公民館からのお答え〜

ご投書大変ありがとうございました。最近新聞、ラジオ等による山の遭難事故が各所で報道されていますが、これらはいづれも、無謀な無理な計画から来た事故であり、正に「作用あれば反作用あり」の一言につきると思います。しかしながら、一般の人からは「山は恐ろしいものだ。」と思われているかも知れませんが、決してそんなものではありません。

そこで早速前文の投書による山岳会の設立というよりも山を愛する人のつどいを次の通り計画いたしましたので老若、男女を問わず山を志す方はどうぞ誘い合せてお集り下さい。

また当日山に関係のある映画を上映する予定です。

一、期日　七月十四日

二、時間　午後七時半から

三、場所　岩室支所

金二万円を贈られ、た篤志者に対し心から感謝致します

去る六月二十九日東京豊島東池袋の消印のある金二万円入りの現金書留が送られてまいりました。差出人は不明ですが、次の手紙が同封されてありました。（以下原文のまま）

梅雨でうっとうしい症日が続いておりますが、役場の皆様お元気にてお過しでございましょうか。過日は故人が大変お世話様になりました身寄りの者でございます。

いろいろ有難うございました。私共身寄りがおりながら長後まで課の方々にお世話になり通しでした（不甲斐ない）私共、どうぞお許し下さい。まだまだ身寄りもなく課のお世話になっておられる方もいらっしゃる事と思います。同封のお金は少額ではございますが、その様な方々の何かの足しにしていただきたく、心から厚く御礼申上げます。

お世話になりました何分の一かではございますが、どうぞお笑納下さいますようお願い致します。時節柄御体御大切にお過し下さい失礼します。

岩室村民生係御中

（有難くいただきまして、村の援護事業の資金にいたします）

老令者がぐんぐん多くなる

あなたの老後を守る 国民年金

拠出制国民年金のいたち

戦後における わが国の人口の動きを見ますと、きわめて特徴的な現象があることに気がつきます。それは一口でいえば、老令人口の急激な増加という現象です。これは、一方において、公衆衛生の向上や医療内容の進歩によって死亡率が低下し、寿命がのびたことと、他方において、家族計画の普及によって出生率が低下したことによるものです。これは、先進諸国のいずれの国にも見られる現象ですが、諸外国においては、この動きは長期にわたって除々に行なわれてきたのですが、わが国においては、この現象がきわめて短期間に、急速度に行なわれるものとみこまれています。

すなわち、六十五才以上の老令人口は、昭和十年当時には三一九万人であったが、昭和三十年には四七二万人となり、四十五年には六九八万人、七十年には一、二三〇万人にも達することが見込みです。これを全人口に占める割合でみると、昭和十年には、一〇人に対し四・六人であったものが、三十年には五・三人となり、四十五年になると七・〇人さらに七十年には実に一〇人に対し、その一割をこえる一一・九人にのぼるものと予想されます。

寿命がのびたということは大変喜ばしいことですが、この幸運に恵まれた人が沢山でてくることは、反面深刻な問題を提起することになるのです。老令者は一般に生活能力がないのが普通でその余生を楽しく過ごすためには生活能力のある若い人に頼らざるを得ません。ところが、人口の老令化は出生率の低下とあいまって、ますます進んで行きます。若い人は増えないのに老令者は増える。それは避けることの出来ない事実です。若い人が老人を養うことになれば人口の老令化に伴う若い人の負担は苛酷なものとなります。（昭和八十五年では若い人三人で高令者一人の面倒をみることになる。）老令者の増加が避けることのできない事実であり、その扶養を若い人たちだけに負わすことができないとすれば、国と国民が一体となって今から この老令者を扶養する社会的な組織―国民年金制度―をつくり、これに備えなければならないことになるわけです。

身体障害者や母子世帯の扶助

このような事情は身体障害者についても、また母子世帯についてもいわれます。身体障害者は、普通稼得能力がなく一生親族の扶助を受けなければ、自力で生活することができません。家族制度が崩れつつある現在では家長といった必然的にその人の面倒を見る人がなく、當に特定の犠牲の上に生活しているわけです。その間におきるトラブルは一方が身体障害者であるだけに一層激しいものがあります。夫をなくしたが実家に帰れない。こういう母子世帯は沢山あります。たとえ実家に帰っても丸抱えで世話になるなどということはとても期待できません。家族制度の崩壊しつつある今日、誰の世話になるにしても、ある程度身に年金が必要です。その年金をこれまでこの種の制度に縁のなかった人々にも及ぼし、その額を将来生活費の大部分を賄うことができる程度にまで育て上げようとして拠出制の国民年金制度が生れたのです。

肢体不自由者（児）巡回相談のお知らせ

手足や、身体の不自由な人のために、専門的な治療の指針と、その更生に必要な援護を与える目的で巡回相談会が開かれます。希望者は役場厚生課へ申込み下さい。

期日　八月七日（火）

会場　県立吉田病院

みんなで育てよう

青少年保護育成条例の解説 ①

青少年を健全に育成し、夢と希望を与えたいということは、みんなが望んでいるところですが、現状は逆に青少年の非行が増加の傾向にあります。

青少年を社会悪から守るには、みんなが手をつないで、よい社会環境をつくり青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるところから守らなければなりません。

これを実行するためにつくられたのが「新潟県青少年保護育成条例」です。

この条例の内容を村民から知ってもらうため、六月五日岩室支所に村内の各種団体の方々に集っていただいて説明会を開きましたが、その時参加できなかった多数の方々のために条例の趣旨を次に掲げます。みんなでよく読んで青少年の健全育成と明るい村づくりにご協力下さい。

（目　的）

第一条　この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

「要　旨」

1、本条はこの条例の目的をのべ、基本的な性格を明らかにしたものである。

2、今日青少年をとりまく社会環境は、彼らに必ずも良い影響を与えているものばかりはない。否むしろ刺激的であり過ぎ悪への誘惑を招くものが多い位である。反面戦後社会保障制度の拡充と相まって、青少年対策も飛躍的に充実されてきたが、それにもかかわらず最近の世相の混乱、誤った商業主義からくる青少年無視の行為等は、青少年非行増加傾向と相まって、心配される状況にあり、現行国法の規制のみでは青少年対策としては尚不十分の状態であって、地方自治体においても何らかの対策を講じなければならぬ状況に立ち至っているのである。保護育成条例はこのような社会的背景に基いた全国的な一つの風潮として都道府県の行政事務条例としてとりあげるところとなったものであるが、その目的とするところは、青少年を健全に育成するため青少年のまわりにあってその健全育成を阻害する成人の行為を規制することと、及び積極的な施策を県の責任において行うことの二点にある。

（保護の責任）

第二条　すべて県民は、常に青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければならない。

「要　旨」

1、本条は第一条の目的を達成するため、県民の責任を明確にしようとするものである。

2、青少年が健全に育成されることは、ただ保護者はかりでなく県民すべての願いである。従ってこの条例が真に効果をあげるためには県民すべてがこの願いを一つに結集して児童福祉の思想を喚起し、青少年を守りぬこうという意志を実行に移さなければならないので、ここに県民の共同責務を明示し強くその決意を確認しようとするものである。

（県の責務）

第三条　県は、青少年の健全な育成を図るため積極的な各種施策を樹立し、これを行うものとする。

「要　旨」

1、県民に対する責務を明示した前条に対応し、県自体の責任を明らかにしようとするものである。

2、青少年の健全育成方策には、積極的な方策として施設設置等を通じて県行政の全分野にわたる施策を推進することと、積極的に青少年をとりまく悪い環境条件を規制し結果として青少年健全育成を図ることとの二つの方策がある。

（つづく）

謹んで弔意を表します

和納第7区出身
故陸軍伍長　古沢　吉栄
（留守宅　古沢　間吉）

祖国のため異郷において転戦活躍されておられましたがその後生死不明となりこのたび戦時死亡宣告家事審判確定公報が県知事からありました。
皆様方と共に謹んで弔意を表します。

死亡場所　中華民国関東洲旅順市
死亡年月日　昭和27年6月30日

希望の本があったらどうぞ

○本の名
○発行所
大字
氏名